

平成 19 年 3 月 1 日制定

# 公益社団法人山梨県建設技術センター 住宅性能評価業務規程

## 第 1 章 総 則

### (趣 旨)

第 1 条 この評価業務規程(以下「規程」という。)は、公益社団法人山梨県建設技術センター(以下「センター」という。)が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号。以下「法」という。)第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関として行う法第 7 条第 1 項に規定する評価の業務(以下単に「評価の業務」という。)の実施について、法第 16 条第 1 項の規定により必要な事項を定めるものである。

### (基本方針)

第 2 条 評価の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る通達によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

### (評価の業務を行う時間及び休日)

第 3 条 評価の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

2 評価の業務の休日は、次に掲げる日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に定める国民の祝日

(3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日(前号に掲げる日を除く。)

3 評価の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前にセンターと申請者との間において評価の業務を行う日時の調整が図られている場合は、前 2 項の規定によらないことができる。

### (事務所の所在地)

第 4 条 事務所の所在地は、山梨県甲府市酒折 1 丁目 2075 番 2 号とする。

### (評価の業務を行う区域)

第 5 条 設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価を行う業務区域は、山梨県全域とする。

### (住宅性能評価を行う住宅の種類及び評価の業務を行う範囲)

第 6 条 センターは、法第 7 条第 2 項第 1 号から第 3 号に掲げる住宅の種別に係る評価の業務について、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成 12 年建設省令第 20 号。以下「施行規則」という。)第 9 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に定める区分のうち一戸建ての住宅に係る評価の業務を行うものとする。

## 第 2 章 設計住宅性能評価業務の実施方法

### (設計住宅性能評価の申請)

第 7 条 施行規則第 3 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価(以下単に「設計住宅性能価」と

いう。)を申請しようとする者は、センターに対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価申請書
- (2) 平成12年建設省告示第1660号第1から第3までに定める図書(施行規則第3条第3項から第6項までの規定により明示することを要しないものとされた事項に係る図書を除く。)
- (3) 特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあつては、特別評価方法認定書の写し(ただし、センターが当該認定書の写しを有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限り。)及び当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類(必要な場合に限り。)

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価を申請しようとする者は、センターに対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の設計住宅性能評価の結果が記載された設計住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。ただし、センターにおいて直前の設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、設計住宅性能評価書又はその写しを除く。

3 前2項の規定により提出される図書(以下「設計評価提出図書」という。)の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織(センターの使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。))と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)の使用又は磁気ディスク(これに準ずる方法により、一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。)の受理によることができる。

#### (設計住宅性能評価の受理及び契約)

第8条 センターは、設計住宅性能評価の申請があつたときは、次の事項を審査し、当該設計評価提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が、第6条に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
- (2) 設計評価提出図書に形式上の不備がないこと。
- (3) 設計評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- (4) 設計評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2 センターは、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。

3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、センターは受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該設計評価提出図書を返還する。

4 センターは、第1項の規定により申請を受理した場合には、申請者に引受承諾書を交付する。この場合申請者とセンターは別に定める公益社団法人山梨県建設技術センター住宅性能評価業務約款(以下「評価業務約款」という。)に基づき設計住宅性能評価に係る契約を締結するものとする。

#### (評価業務約款に記載する事項)

第9条 前条の評価業務約款には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。

- (1) 設計住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関すること。

- (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、申請者は、センターの求めに応じ、設計住宅性能評価のために必要な情報を遅滞なく、かつ正確にセンターに提供しなければならないこと。
- (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
  - (a) 評価料金の額に関すること。
  - (b) 評価料金の支払い期日に関すること。
  - (c) 評価料金の支払方法に関すること。
- (4) 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの。
  - (a) 設計住宅性能評価書を交付し、又は設計住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
  - (b) センターは、申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他センターの責めに帰することのできない事由により業務期日までに設計住宅性能評価書を交付できない場合には、申請者に対してその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができること。
- (5) 設計された住宅に係る住宅性能評価書（以下「設計住宅性能評価書」という。）の交付前までに申請者の都合により申請に係る計画を変更する場合は、申請者は速やかにその旨をセンターに通知し、変更部分の設計評価申請関係書類を提出しなければならないこと。
- (6) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
  - (a) (5) の計画変更が大規模な場合においては、申請者は当初の計画に係る設計性能評価の申請を取り下げ、別件として改めて設計住宅性能評価を申請しなければならないこと。及びこの場合においては、元の設計住宅性能評価に係る契約は解除されること。
  - (b) 申請者は、設計住宅性能評価書が交付されるまでに、センターに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
  - (c) 申請者は、センターが行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他センターに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
  - (d) センターは、申請者の必要な協力が得られないこと、申請者が正当な理由なく別表第 1 の住宅性能評価業務料金表（以下「評価業務料金表」という。）に定める額の評価料金を評価業務約款に規定する支払期日までに支払わないことその他申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより、当該申請の引受けを取り消し契約を解除することができること。
  - (e) (d) の契約解除の場合においては、センターは一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (7) センターが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
  - (a) 設計住宅性能評価を実施することにより、対象となる住宅が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。）（その他建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律を含む。以下同じ）並びに、これに基づく命令及び条例の規定（以下単に「建築基準関係法令」という。）に適合することを保証するものではないこと。
  - (b) 設計住宅性能評価を実施することにより、対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。
  - (c) 設計評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な設計住宅性能評価を行うことができなかつた場合においては、設計住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

（設計住宅性能評価の実施）

第10条 センターは、設計住宅性能評価を引受けたのち速やかに法、これに基づく命令及び告示並びに設計住宅性能評価マニュアルに従い、設計住宅性能評価のための審査を評価員に実施させる。

2 評価の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の受付け、評価事務処理、計画内容の予備審査等の補助的な業務を行う。

3 評価員は、設計住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者又は設計者(以下「設計者等」という。)に対し、必要な図書の閲覧又は提出又は説明等を求める。

4 評価員は、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準関係法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて設計住宅性能評価を一時中断する。

5 前項の規定により設計住宅性能評価を中断した場合においては、センターは、その是正が図られるまでの間、設計住宅性能評価を再開しない。

(設計住宅性能評価の申請の取り下げ)

第11条 申請者は、申請者の都合により設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨及び理由を記載した取下げ届出書をセンターに提出する。

2 前項の場合においては、センターは、設計住宅性能評価を中止し、提出された設計評価提出書類を申請者に返却する。

(設計評価提出図書の変更)

第12条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が変更された場合においては、その旨及び変更の内容についてセンターに通知するものとする。

2 前項の通知が行われた場合において、センターが変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度設計住宅性能評価を申請しなければならない。

(設計住宅性能評価書の交付)

第13条 センターは、設計住宅性能評価が終了した場合においては、次に掲げる場合を除き、申請者に対して速やかに設計住宅性能評価書を交付する。

(1) 設計評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。

(2) 設計評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。

(3) 設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定(以下単に「建築基準関係規定」という。)に適合しないと認めるとき。

(4) 設計住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったことその他センターに帰することのできない事由により、設計住宅性能評価を行えなかったとき。

(5) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。

2 設計住宅性能評価書の交付番号は、別表第2に定める方法に従う。

3 センターは、第1項各号に該当するため設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第4条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を書面をもって通知する。

4 設計住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

### 第3章 建設住宅性能評価業務の実施方法

(建設住宅性能評価の申請)

第14条 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価(以下「建設住宅性能評価」という。)のうち、新築住宅に係るものを申請しようとする者は、申請に際し次の各号に掲げる図書を2部センターに提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書(新築住宅)
- (2) 施行状況報告書の様式
- (3) 最後に交付された設計住宅性能評価書又はその写し
- (4) 申請に係る住宅の計画に係る設計住宅性能評価(設計住宅性能評価を受けた住宅の計画の変更に係る設計住宅性能評価を受けた場合にあつては当該設計住宅性能評価。)に要するもの
- (5) 建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項に規定する確認済証の写し。ただし建築確認を要しない住宅、及びセンターが確認を行った住宅の場合は提出を要しない。

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第5条第1項に規定する変更建設住宅性能評価(以下「変更建設住宅性能評価」という。)を申請しようとする者は、センターに対し前項(1)に掲げる図書、前項(2)から(4)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の建設住宅性能評価の結果が記載された建設住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。ただし、センターにおいて直前の建設住宅性能評価を行っている場合にあつては、建設住宅性能評価書又はその写しを除く。

3 当該申請に係る住宅の計画に係る最後の設計住宅性能評価をセンターで行った場合においては、申請者は第1項(3)及び(4)に規定する図書の提出を要しない。

4 申請者は、第1項及び第2項に掲げる図書が整っていない場合であっても、センターに対し建設住宅性能評価の仮申請をすることができる。

5 第1項及び第2項の規定により提出される図書(以下「建設評価提出図書」という。)の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの受理によることができる。

(建設住宅性能評価の受理及び契約)

第15条 センターは、前条の建設住宅性能評価の申請があつたときは、次の事項を審査し、当該建設評価提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が、第6条に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
- (2) 建設評価提出図書に形式上の不備がないこと。
- (3) 建設評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- (4) 建設評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2 センターは、前項の審査により建設評価提出図書が同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。

3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、センターは、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該建設評価提出図書を返還する。

4 センターは、第1項の規定により申請を受理した場合においては、申請者に引受承諾書を交付する。この場合申請者とセンターは別に定める評価業務約款に基づき建設住宅性能評価に係る契約を締結するものとする。

(評価業務約款に記載する事項)

第16条 前条の評価業務約款には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。

- (1) 建設住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあつては、その旨及び当該性能表示事項に関する事項

- (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの
  - (a) 申請者は、センターの求めに応じ、建設住宅性能評価のために必要な情報を遅滞なく、かつ正確にセンターに提供しなければならないこと。
  - (b) 申請者は、センターの評価員が建設住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入ることに協力すること。
- (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
  - (a) 評価料金の額に関すること。
  - (b) 評価料金の支払期日に関すること。
  - (c) 評価料金の支払方法に関すること。
- (4) 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
  - (a) 建設住宅性能評価書を交付し、又は建設住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日(以下この項において「業務期日」という。)に関すること。
  - (b) センターは、建設住宅性能評価を行う際に、申請者、施工者その他住宅に関係する者の非協力、第三者の妨害、天災その他センターの責めに帰することのできない事由により、申請に係る住宅、住宅の敷地若しくは工事現場に立ち入り、業務上必要な検査が行えない場合には、申請者に対してその理由を明示の上、建設性能評価を中断し又は中止するものとし、業務期日を変更できること。
  - (c) 申請に係る住宅が、建築基準法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅、同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅以外の住宅である場合にあつては、同法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写しをセンターに提出しないときは、業務期日を延期することができること。
- (5) 申請者は、建設住宅性能評価の対象となる住宅の建設工事が変更された場合は、その旨及び変更の内容をセンターに通知しなければならないこと。
- (6) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
  - (a) (5)の計画変更が大規模な場合には、申請者は、当初の建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として改めて建設住宅性能評価を申請しなければならないこと。及び、この場合においては、元の建設住宅性能評価に係る契約は解除されること。
  - (b) 申請者は、建設住宅性能評価書が交付されるまで、センターに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
  - (c) 申請者は、センターが行うべき評価業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他のセンターに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
  - (d) センターは、申請者の必要な協力が得られないこと、申請者が正当な理由なく評価業務料金表に定める額の評価料金を評価業務約款に規定する支払期日までに支払わないこと、その他申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより、当該申請の引受けを取り消し契約を解除することができること。
  - (e) (d)の契約解除の場合においては、センターは一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (7) センターが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
  - (a) 建設住宅性能評価を実施することにより、対象となる住宅が建築基準法並びに、これに基づく命令及び条例の規定に適合するか否かについて保証するものではないこと。
  - (b) 建設住宅性能評価を実施することにより、対象となる住宅における瑕疵の有無について保証するものではないこと。

- (c) 建設評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な建設住宅性能評価を行うことができなかった場合においては、建設住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

#### (建設住宅性能評価の実施)

- 第 17 条 センターは、建設住宅性能評価を引受けたのち速やかに法、これに基づく命令及び告示並びに建設住宅性能評価マニュアルに従い、建設住宅性能評価を評価員に実施させる。
- 2 評価の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の受付け、検査記録の作成等の補助的な業務を行う。
  - 3 評価員は、建設住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者、設計者、工事施工者、工事監理者、所有者又は管理者に対し、必要な図書の閲覧又は提出又は説明等を求める。
  - 4 評価員は、新築住宅に係る建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて当該建設住宅性能評価を一時中断する。
  - 5 第 4 項の規定により建設住宅性能評価を中断した場合においては、センターは、その是正が図られるか、又は補修等が完了されるまでの間、建設住宅性能評価を再開しない。

#### (新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査)

- 第 18 条 申請者は、センターに対し、検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日を通知しなければならないものとする。
- 2 センターは、前項の規定による通知を受理したときは、同項に規定する日又はその通知を受理した日のいずれか遅い日から 7 日以内に、評価員に当該検査時期における検査を行わせる。
  - 3 申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の実施の状況を記載した施工状況報告書をセンターに提出しなければならないものとする。
  - 4 申請者は、検査が行われる場合には、材料等の納品書、工事写真、施工図、品質管理記録その他の図書を当該工事現場に備えておかななければならないものとする。
  - 5 センターは、検査を行ったときは、遅滞なく、施行規則別記第 10 号様式の検査報告書により建設住宅性能評価の申請者に、その旨を報告する。

#### (建設住宅性能評価の申請の取り下げ)

- 第 19 条 申請者は、申請者の都合により建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨及び理由を記載した取下げ届出書をセンターに提出するものとする。
- 2 前項の場合においては、センターは、建設住宅性能評価を中止し、建設評価提出書類を申請者に返却する。
  - 3 第 1 項の取下げの内容が選択項目についてのみであった場合は、取下げ届書とともに、該当する選択の記載を削除した建設住宅性能評価申請書を差し替え分としてセンターに提出する。この場合にあつては、センターは選択項目に関する建設住宅性能評価を中止し、当初の申請書を申請者に返却する。

#### (新築住宅に係る建設工事の変更)

- 第 20 条 申請者は、新築住宅に係る建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の対象となる住宅の建設工事に変更された場合においては、その旨及び変更の内容についてセンターに通知するものとする。

2 前項の通知が行われた場合において、センターが変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度建設住宅性能評価を申請しなければならない。

(建設住宅性能評価書の交付)

第 21 条 センターは、新築住宅に係る建設住宅性能評価が終了した場合においては、次の各号に掲げる場合を除き、申請者に対して速やかに建設住宅性能評価書を交付する。

- (1) 建設評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
- (2) 建設評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
- (3) 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるとき。
- (4) 申請に係る住宅について建築基準法第 7 条第 5 項又は第 7 条の 2 第 5 項の検査済証が交付されていないとき。ただし、同法第 7 条第 1 項の規定による検査を要しない住宅又は同法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号若しくは第 2 号の規定による認定を受けた住宅にあつては、この限りでない。
- (5) 建設住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったこと、検査時期に必要な検査を行えなかったことその他センターに帰することのできない事由により、建設住宅性能評価を行えなかったとき。
- (6) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。

2 前項の交付は、建設住宅性能評価申請副本及び添付図書等を添えて行う。

3 第 13 条第 2 項の規定は、建設住宅性能評価書の交付番号について準用する。

4 センターは、第 1 項各号に該当するため建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、申請者に対してその旨を書面をもって通知する。

5 建設住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

## 第 4 章 住宅性能評価員等

(評価員の選任)

第 22 条 理事長は、住宅性能評価業務を実施させるため、法第 13 条に定める要件を満たす者のうちから、評価員を選任するものとする。

2 評価員は職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。

3 評価員の数は、法別表各号の上段に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の中段に掲げる者に該当する者がそれぞれ当該各号の下段に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとする。

(評価員の解任)

第 23 条 理事長は、評価員が次のいずれかに該当する場合においては、その評価員を解任するものとする。

(1) 業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があつたとき。

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

2 理事長は、前項により評価員を解任した場合にあつては、必要に応じて評価員を選任する。

(評価員の配置)



第24条 理事長は、評価の業務を実施するために必要な評価員を2人以上配置する。

2 前項の評価員は、公正かつ適確に設計及び建設住宅性能評価を行わなければならない。

3 センターは、設計及び建設住宅性能評価の申請件数が一時的に増加すること等の事情により、評価の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな評価員を選任する等の適切な措置を講ずる。

(評価員の教育)

第25条 理事長は、評価員の資質を向上させるため、評価員に対し年1回以上、センターの行う評価の業務に関する研修を受講させる等、評価員の教育のために適切な措置を講ずる。

2 理事長は、法、これに基づく命令及び告示の改正等に際しては、評価員に対し、登録講習機関等が行う講習を受講させるものとする。

(評価の業務の実施及び管理の体制)

第26条 評価の業務に従事する職員を、第24条第1項の規定により配置された評価員を含め、2人以上配置する。

2 センターは、建築審査部長を法第9条第1項第3号に規定する専任の管理者に任命する。

3 専任の管理者は、評価の業務を統括し、評価の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての評価書の交付について責任を有するものとする。

(評価員等の身分証の携帯)

第27条 評価の業務に従事する職員(評価員を含む。)が、住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。

2 前項の身分証の様式は、別記第1号様式による。

(秘密保持義務)

第28条 センターの役員及びその職員(評価員を含む。)並びにこれらの者であった者は、評価の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

## 第5章 住宅性能評価料金等

(評価料金の収納)

第29条 申請者は、評価業務料金表に基づく評価料金を納入する。

2 前項の料金の納入は、現金又は振込により行う。

3 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

4 センターと申請者は、別途協議により一括納入その他別の収納方法を取ることができるものとする。

(評価料金を減額するための要件)

第30条 評価料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

(1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写し(センターが当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。)が添えられている場合に限る。

(2)住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写し(センターが当該認証書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。)が添えられている場合に限る。

(評価手数料の返還)

第 31 条 収納した評価料金は返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由により評価の業務が実施できなかった場合には、この限りではない。

(負担金の納付)

第 32 条 センターは、法第 87 条第 3 項の規定により住宅紛争処理支援センターからなされた通知に従い、負担金を同センターに対して納付する。

## 第 6 章 雑則

(登録の区分等の掲示)

第 33 条 センターは、法第 17 条の規定に従い、登録の区分その他施行規則第 17 条第 1 項各号に掲げる事項を、事務所において公衆に見やすいように掲示する。

(評価業務規程等の公開)

第 34 条 センターは、本規程を評価の業務を行う事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、インターネット上に開設したセンターのホームページ(<http://www.yctc.or.jp>)において公表するものとする。

(帳簿及び書類の保存)

第 35 条 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

- (1) 法第 19 条第 1 項に規定する帳簿  
「センターが住宅性能評価業務の全部を廃止するまで」
- (2) 設計住宅性能評価申請書及びその添付図書、設計住宅性能評価に係る契約書その他設計住宅性能評価に要した書類(次号に掲げる書類と同一のものを除く。)  
「設計住宅性能評価書を交付した日から 5 年間」
- (3) 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、工事監理報告書、建設住宅性能評価に係る契約書その他建設住宅性能評価に要した書類  
「建設住宅性能評価書を交付した日から 20 年間」

(帳簿及び書類の保存及び管理の方法)

第 36 条 前条各号に掲げる文書の保存は、審査中にあつては審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実であり、かつ、秘密の漏れることのない方法で行う。  
2 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第 37 条 センターは、電子情報処理組織による申請の受付及び図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(財務諸表等の備付け)

第 38 条 センターは、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。)を作成し、5年間事務所に備えて置くものとする。

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第 39 条 センターは、利害関係人により次の各号に掲げる請求がなされたときには、センターの業務時間内にいつでもその請求を受付けるものとする。ただし、利害関係人は(2)又(4)の請求をするには、評価業務料金表に定める費用を支払わなければならない。

(1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

(2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求

(3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(4) 前号の電磁式記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、登録住宅性能評価機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(a) 登録住宅性能評価機関の使用に係る電子計算機と法第 18 条第 2 項第 4 号に掲げる請求をした者(以下この条において「請求者」という。)の使用に係る電子計算機とを電気通信回路で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回路を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

(b) 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法

(c) (a)及び(b)に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。

(評価の業務に関する公正の確保)

第 40 条 理事長、役員又は職員(評価員を含む。)が、住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

2 理事長、役員又は職員(評価員を含む。)が、住宅性能評価の申請に係る住宅について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

(1) 設計に関する業務

(2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務

(3) 建設工事に関する業務

(4) 工事監理に関する業務

3 理事長、役員又は職員(評価員を含む。)がその役員又は職員(過去 2 年間に役員又は職員であった者を含む。)である者が、次のいずれかに該当する業務を行った場合(当該役員又は職員(評価員を含む。)が当該申請に係る住宅性能評価の業務を行う場合に限る。)は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

- (1) 住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合
- (2) 住宅性能評価の申請に係る住宅について前項(1)、(2)、(3)又は(4)に掲げる業務を行った場合
- (3) 評価員又はセンターの役員若しくは職員以外の者は、評価の業務に従事してはならない。

(損害賠償保険への加入)

第41条 センターは、評価の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約(保険金額が年間3,000万円であるもの及び地震その他自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの)を締結するものとする。

(事前相談)

第42条 申請者は、住宅性能評価の申請に先立ち、センターに相談をすることができる。この場合においては、センターは、誠実かつ公正に対応するものとする。

附則

この規程は、平成19年3月1日から施行する

平成19年4月1日一部改正  
平成20年4月10日一部改正  
平成21年9月1日一部改正  
平成22年6月15日一部改正  
平成23年4月1日一部改正  
平成23年5月27日一部改正  
平成23年11月17日一部改正  
平成24年4月24日一部改正  
平成24年5月15日一部改正  
平成26年4月1日一部改正  
平成27年5月1日一部改正  
平成27年6月26日一部改正

## 住宅性能評価業務料金表

## 戸建住宅

## 1. 評価申請料金

※( )内は消費税額です。

床面積の合計	料金 (必須項目のみ)	税込金額 単位:円
設計住宅性能評価	通常(型式認定、製造者認定なし)	型式認定、製造者認定あり
延べ面積200㎡以下	37,800 (2,800)	30,240 (2,240)
延べ面積200㎡超え	54,000 (4,000)	43,200 (3,200)
建設住宅性能評価	通常(型式認定、製造者認定なし)	型式認定、製造者認定あり
延べ面積200㎡以下	86,400 (6,400)	71,280 (5,280)
延べ面積200㎡超え	97,200 (7,200)	79,920 (5,920)

※建設住宅性能評価申請には、1件につき4,000円の紛争処理負担金が別途加算されます。

※建設住宅性能評価に係る出張費は頂きません。

## 2. 当機関以外で設計評価を受けた場合の建設住宅性能評価料金

※( )内は消費税額です。

床面積の合計	料金 (必須項目のみ)	税込金額 単位:円
延べ面積200㎡以下	102,600 (7,600)	
延べ面積200㎡超え	118,800 (8,800)	

※上記以外に、1件につき4,000円の紛争処理負担金が加算されます。

※建設住宅性能評価に係る出張費は頂きません。

## 3. 変更評価申請料金

※( )内は消費税額です。

評価項目	料金	税込金額 単位:円
設計住宅性能評価(1回の変更につき)		
1項目の変更	5,400 (400)	
2項目以降、1項目につき	1,080 ( 80)	
建設住宅性能評価(1回の変更につき)		
1項目の変更	5,400 (400)	
2項目以降、1項目につき	1,620 (120)	

※ 対象となる住宅の直前の各評価を当機関で行っていない場合は、設計住宅性能評価においては表1に掲げる評価料金となり、建設住宅性能評価においては表2に掲げる評価料金となります。

※建設住宅性能評価に係る出張費は頂きません。

#### 4. 建設住宅性能評価再検査料金

※( )内は消費税額です。

床面積の合計(1回の検査につき)	料金	税込金額	単位:円
延べ面積200㎡以下	21,600	(1,600)	
延べ面積200㎡超え	27,000	(2,000)	

※建設住宅性能評価に係る出張費は頂きません。

#### 5. 1及び2に係る評価料金に加算する評価料金

##### (1) 音環境に関する評価料金

住宅性能表示事項のうち、音環境に関する評価は選択事項ですが、他の必須事項とあわせて評価することを希望する場合は、次の額を加算した額が申請料金となります。

※( )内は消費税額です。

床面積の合計	料金 (必須項目のみ)	税込金額	単位:円
<b>設計住宅性能評価</b>			
延べ面積200㎡以下	2,160	(160)	
延べ面積200㎡超え	3,240	(240)	
<b>建設住宅性能評価</b>			
延べ面積200㎡以下	4,320	(320)	
延べ面積200㎡超え	6,480	(480)	

##### (2) 室内空気中の化学物質濃度等の測定料金

建設住宅性能評価において、室内空気中の化学物質濃度等の測定を希望する場合は、測定する化学物質の種類に応じた料金を加算した額が申請料金となります。

##### 拡散方法(パッシブ法)による手数料

※( )内は消費税額です。

測定を行う化学物質	料金	税込金額	単位:円
ホルムアルデヒド	49,680	(3,680)	
ホルムアルデヒド及び有機混合ガス(※1)	69,120	(5,120)	

※1 有機混合ガスとは、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンのことをいいます。

##### 吸引方法(アクティブ法)による手数料

※( )内は消費税額です。

測定を行う化学物質	料金	税込金額	単位:円
ホルムアルデヒド	70,200	( 5,200)	
ホルムアルデヒド及び有機混合ガス(※1) 1種類	106,920	( 7,920)	
ホルムアルデヒド及び有機混合ガス 2種類	118,800	( 8,800)	
ホルムアルデヒド及び有機混合ガス 3種類	131,760	( 9,760)	
ホルムアルデヒド及び有機混合ガス 4種類	143,640	(10,640)	

※1 有機混合ガスとは、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンのことをいいます。

## 別表第2

交付番号は、16桁の数字を用い、次の通り表すものとする。

○○○-○○-○○○○-○-○-○○○○○

1～3桁目	1～3桁目：機関番号(住宅紛争処理支援センターが設定する番号)
4～5桁目	登録住宅性能評価機関の事務所ごとに附する番号
6～9桁目	評価書交付日の西暦
10桁目	1:設計住宅性能評価 2:建設住宅性能評価(新築住宅)
11桁目	1:一戸建ての住宅
12～16桁目	通し番号(11桁目の数字の並びの別に応じ、00001から順に附するものとする)